

第 8 教 育 訓 練

第 8 教育訓練

1 広島県消防学校の沿革

昭和 18 年 7 月 広島市加古町に消防訓練所（警察部内）を設置

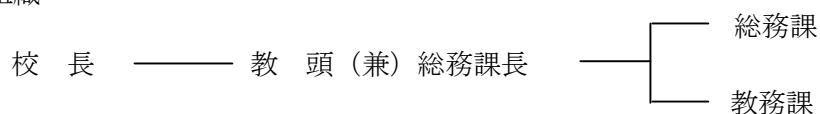
昭和 23 年 4 月 広島県警察部から独立し、広島市霞町に消防学校を設置

昭和 34 年 10 月 広島市西区観音新町四丁目に校舎を建設し移転

昭和 57 年 4 月 現在地（広島市安佐北区倉掛二丁目）に校舎を建設し移転

2 組織及び職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

(1) 組織



(2) 職員数

（単位：人）

区 分	校長	教頭	課長	主任教諭	教諭	事業推進員	舎監	計
総務課	1	1		1		1		4
教務課			1（1）	2（0）	7（7）		2	12（8）
計	1	1	1（1）	3（0）	7（7）	1	2	16（8）

※（ ）は県内消防本部からの派遣職員数で内数

3 施設の概要

(1) 土 地 36,879.00 m²（平地部 29,276.00 m²，法面 7,603.00 m²）

(2) 建物等 7,271.31 m²

本 館（2 階建） 延 2,222.50 m²

学 生 寮（3 階建 24 室 収容可能人数 140 人） 延 2,074.59 m²

屋内訓練場（平屋一部 2 階建） 延 1,043.51 m²

訓 練 塔（地上 8 階地下 1 階） 延 756.00 m²

実践的消火訓練施設（地上 4 階） 延 571.46 m²

車庫，その他 延 603.25 m²

屋外訓練場（グラウンド） 12,600.00 m²

水難救助訓練施設（プール） 12m×25m 深さ 1.1～5.0m（約 900m³）

ガレキ救助訓練施設 使用面積 300.00 m²

4 教育訓練の概要

(1) 教育訓練の基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを教育基本方針とする。

(2) 教育訓練の内容

ア 教育訓練の種類

消防職員等に対する教育訓練の種類は、次表のとおりである。

教育訓練の種類	内 容
初 任 教 育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
基 礎 教 育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
専 科 教 育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
幹 部 教 育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
特 別 教 育	上記の教育訓練以外で、特別の目的のために実施する教育訓練

イ 消防職員に対する教育訓練の内容

平成27年度中における消防職員に対する教育訓練の種別毎の科・課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分	内 容
初 任 教 育	新たに採用された消防職員及びこれに準ずる職員に対し、消防の使命と責務を認識させるとともに、消防に関する基礎的な知識・技術を修得させる。
専 科 教 育	救 急 科 救急隊員の資格を取得させるとともに、さらに高度な応急処置等が必要となる専門的な知識・技術を修得させる。
	救 助 科 救助技術に関する知識・技術を修得させるとともに、旺盛な士気と強靱な体力を養成する。
	危 険 物 科 危険物の性質、危険物規制等に関する知識・技術を習得させるとともに、予防技術検定（危険物）の受験資格を取得させる。
	警 防 科 防災関係法令の専門的知識、災害対策に対する知識、各種災害事象に対する基本的消防戦術、災害現場において適切・効果的な指揮ができる知識・技術を修得させる。
	特 殊 災 害 科 特殊災害に係る専門的知識、消防活動要領、災害現場において適切・効果的な消防戦術を指揮できる知識・技術を修得させる
教 育 部 幹 部 教 育	中 級 幹 部 科 中級幹部（主として消防司令級）としての責務、事務管理、指導能力等に関する知識・技術を修得させる。

特別教育	消防団員教育担当	消防団員の教育を担当する消防職員に対し、消防団員教育に必要な知識・技術を修得させる。
	救急救命士教育	救急救命士の再教育の一環として、広島県MC協議会で策定した各「プロトコール」及び「外傷病院前救護ガイドライン(JPTEC)」の内容等を総合的に理解させ、必要な知識・技術を修得させる。
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法的確・安全に施行する技術を修得させる。
	多種傷病者訓練指導者養成コース	大規模な事故や災害等に伴う多数傷病者発生 of 適切な対処に備え、多数傷病者訓練を円滑に実施するための指導員を養成する。

ウ 消防団員に対する教育訓練の内容

平成27年度中における消防団員に対する教育訓練の種別毎の科及びその内容は、次表のとおりである。

区 分		内 容
幹部教育	指揮幹部科 (現場指揮課程)	消火・救助・避難誘導・災害情報の収集伝達等の現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
	指揮幹部科 (分団指揮課程)	分団本部等で指揮を行うために必要な知識・技術を修得させる。
	上級幹部科	消防団の上級幹部として組織の管理及び消防団活動に必要な知識や指導力・統率力を修得させる。
特別教育	訓練指導員科 (市町訓練指導員)	消防団員に係る訓練札式及びポンプ操法の指導者として必要な知識・技術を修得させる。
	訓練指導員科 (県訓練指導員)	消防団員の防災技術の向上を図るため、教育訓練の指導に必要な知識・技術を修得させる。
	一日入校	消防団員に必要な火災防ぎよ、救助等に関する知識・技術を修得させる。

5 教育訓練の実施状況

平成27年度中における消防職員の教育訓練実績は第1表、消防団員の教育訓練実績は第2表のとおりである。

第1表 平成27年度消防本部別入校実績表

(単位:人)

教育種別
--

第2表 平成27年度消防団員市町別教育訓練実績表

(単位:人)

市町名	上級幹部科	指揮幹部科		訓練指導員科 (県指導員)	訓練指導員科 (市町指導員)	一日入校	合 計
		分団指揮課程	現場指揮課程				
1 広島市	1	4		9	19	85	118
2 呉市	4	2	5	4	10	40	65
3 竹原市	2			2			4
4 三原市	3	2	1	6	6		18
5 尾道市	4	4		7	11	34	60
6 福山市	3	5					8
7 府中市				3	20	27	50
8 三次市	2	3	3	6	14	35	63
9 庄原市	6			9	9		24
10 大竹市	1	2	2	1	2		8
11 東広島市	2	5	4	5	6		22
12 廿日市市	5	3		3	15		26
13 安芸高田市	5			4	3		12
14 江田島市	3	2	2	2	6		15
15 府中町	3	3		1	2		9
16 海田町		1	1	1	3		6
17 熊野町			1	1	2		4
18 坂町	2		1	1	3		7
19 安芸太田町	2			2	7		11
20 北広島町	1			2	9		12
21 大崎上島町	2			2	1		5
22 世羅町	1			1	1		3
23 神石高原町	3	10		4	12		29
合 計	55	46	20	76	161	221	579